

母子家庭等医療費給付事業実施要綱

1 目的

母子家庭等医療費給付事業は、母子家庭、父子家庭及び遺児（以下「母子家庭等」という。）に係る医療費の一部を給付することにより、母子家庭等の自立促進施策の充実を図り、その福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1に該当する者をいう。
- (2) 「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
- (3) 「父子家庭の父」とは、同法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
- (4) 「遺児」とは、別表第2に該当する児童をいう。
- (5) 「養育者」とは、遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (6) 「母子家庭の児童」とは、母子家庭の母に監護される児童をいう。
- (7) 「父子家庭の児童」とは、父子家庭の父に監護される児童をいう。
- (8) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限り。）をいう。
- (9) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (10) 「低所得者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ

中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下（10）において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

4 給付対象者

この事業の給付の対象となる者は、県内の市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児とする。ただし、次のいずれかの要件に該当するときは給付しない。

- (1) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）（以下これらの者を「母子家庭の母等」という。）の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下、同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超える額であるとき（母子家庭の母等が低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額であるとき）。
- (2) 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できないものである場合は、その者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、前記（1）に規定する額であるとき。
- (3) 児童が、前記（1）及び（2）に該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。
- (4) （1）から（3）の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

5 給付する医療費の範囲

給付対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から

次の額を一部負担金として控除した額を、母子家庭等医療費として給付する。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

ウ ア及びイに定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

エ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、ア及びイの適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

オ ア及びイに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

別表第1

- 1 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者
- 2 高等専門学校に在学し第3学年の課程を修了するまでの者
- 3 専修学校の高等課程に在学中の者（但し、高等学校卒業者は除く。）
- 4 外国人学校に在学中の者

別表第2

- 1 両親と死別した児童
- 2 両親の生死が明らかでない児童
- 3 両親から遺棄されている児童
- 4 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- 5 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 昭和59年12月20日付高福第553号民生部長通知「福祉医療費助成事業実施要綱及び母子家庭医療費給付事業助成要綱の改正について（通知）」の別添2「母子家庭 医療費給付事業助成要綱」は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の前に行われた医療に係る母子家庭医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療に関する給付に関する「別表第1」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」、「給付対象者」及び「給付する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」、「給付する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の給付については、改正後の母子家庭等医療費給付事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。ただし、3(2)、3(3)、3(4)及び別表の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。